

選定療養についてのご案内

令和6年10月1日より
一部の後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）に
「特別の料金」が発生することがあります。

選定療養とは

「差額ベット代」や「紹介状なしの大病院の初診」のように患者様のニーズに応じて発生する追加費用が特別の料金としてかかる制度です。

特別の料金



長期収載品と後発医薬品（最高価格帯）の差額の4分の1 + 消費税

※詳細な計算方法は今後厚労省より発表予定

対象外の例

- 医療上必要と認められる場合
- 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ、後発医薬品を提供することが困難な場合

長期収載品の継続使用、後発医薬品への切り替えなど
お気軽にご相談ください。

当薬局において選定療養の対象となる医薬品には
以下のようなものがあります。

ご不明な点は職員にお尋ねください。